平成２９年（フ）第１０８１号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番21―410号
債務者　小田　弘一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８８号
大阪市城東区今福東１丁目２番１―105号
債務者　安村　禎一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３５号
大阪市東淀川区下新庄６丁目３番Ｂ―103号
債務者　幸山　秀吏
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１７７号
大阪市旭区太子橋３丁目２番８号　いきいき倶楽部館太子橋
債務者　吉田一夫こと　ＫＩＭ　ＩＬＫＯＮ
金　　一坤
法定代理人成年後見人　白川　謙三
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８４号
大阪市住之江区御崎６丁目７番１―506号
債務者　青松　亀一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５号
島根県出雲市渡橋町250番地３　プラムフィールドＢ―203
債務者　杉本菊次郎
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１８号
福岡県豊前市大字六郎64番地２
債務者　尾家　清子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
東京都小金井市前原町３丁目３番22号鴨下コーポラス303
債務者　中村　綸子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９号
愛媛県大洲市菅田町菅田甲954番地
債務者　筒井　隆之
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市早苗町169番地１　リゾートインブルーベリーハウス101号、前住所長崎県佐世保市上原町441番地５　コーポＫⅡ１―Ｂ
債務者　伊香賀高光
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後２時10分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
愛知県豊橋市下地町字宮前53番地
債務者　村山　　明
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４９４号
横浜市南区西中町３丁目58番地
債務者　安川　信行
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７６号
東京都町田市相原町10番地１中屋ハイツ203
債務者　吉岡　弥生
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６７号
横浜市西区浅間町５丁目383番地の７
債務者　古川勝己こと　古川　勝巳
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０７号
東京都国分寺市本多５丁目26番28号ビバリーホームズ国分寺310
債務者　織茂　真弓
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
横浜市旭区白根３丁目20番15号　ハイツ横溝201号
債務者　高綱美穂子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部